

憲法に関する主な論点（論点表）

第七章 財政

○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
1	83条 ～88条 90条 91条	財政民主主義の実質化・ 国会による財政統制の 充実 ※会計検査院については後掲		<ul style="list-style-type: none"> 国会による財政統制が弱まってお り、財政民主主義の実質化を 図るために、現行憲法の規定を 見直すべき。 (具体的な方向性) ①財政状況の報告事項を憲法に具 体的に明記すべき。 ②公会計を透明性の高いルール の下に置くべきこと等の基本原則 を憲法に明記すべき。 ③内閣総理大臣の予算決算に関す る説明責任を憲法に明記すべき。 ④決算審査の結果を予算編成に反 映する仕組みが必要。 ⑤国会における予算の修正が可能 であることを明らかにすべき。 ⑥決算を、国会承認を要するもの とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律で規定すれば足りる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい（現行制 度の運用改善で足りる）。
	86条	予算単年度主義		A 1 複数年度予算制を憲法上採 用すべき。 A 2 複数年度にわたる財政計画 の国会承認について、憲法上明 記すべき。 A 3 継続費等を憲法に明記すべ き。	B 2 複数年度の財政計画の策 定を法律で規定すべき。 B 3 現行憲法上、継続費は認め られるべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい。
	—	健全財政主義		<ul style="list-style-type: none"> 健全財政を担保するため「財政 規律条項」を憲法に規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全財政について法律（例えば、 「財政健全化責任法案」）で規定 すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい。
2	89条	公の財産の支出制限	習俗的行事への参 加に対する公費支 出	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣等の一般的・習俗 的な行事への参加には、公費の 支出が認められるよう憲法を改 正すべき。 		
			私学助成の憲法問 題	<ul style="list-style-type: none"> 条文の文言と実態の運用が乖離 しているので、89条を改正して 私学助成ができることを憲法上 明確にすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 私学助成は現行憲法下でも 合憲であり、89条の改正は 必要ない。
	90条	会計検査院	国会による財政統 制の充実の観点か ら見た会計検査院 のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 会計検査院を国会の附属機関と する等、国会の財政統制機能を 強化するための規定を憲法上明 記すべき。 		
			機能強化・独立性 の強化		<ul style="list-style-type: none"> 内閣に対する是正措置の勧告権 限を付与すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の運用を改善すべ き。
〈上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）〉						
	条文	条文の内容			主な論点	
	84条	課税				租税法定主義